

広島県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十一号

広島県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則

広島県立技術短期大学校規則（平成二十年広島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条（訓練科等） （略）		第二条（訓練科等） （略）	
訓練科	訓練期間	訓練科	訓練期間
機械システ ム技術科	二年	生産技術科	二年
制御システ ム技術科	二年	制御技術科	二年
定員	定員	定員	定員
入学定員	入学定員	入学定員	入学定員
総定員	総定員	総定員	総定員
十五人	十五人	二十人	二十人
三〇人	三〇人	四〇人	四〇人

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日から令和五年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の広島県立技術短期大学校規則第二条第一項の規定の適用については、同項の表中「三〇人」とあるのは「三十五人」とする。